

令和7年12月
林野庁

令和8年度 税制改正事項（林野関係）

- 1 山林所得に係る森林計画特別控除（収入金額の20%の控除等）の適用期限を2年延長する。（所得税）
- 2 農林漁業用軽油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分）の還付措置の適用期限を3年延長する。（石油石炭税）
- 3 輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けた場合の輸出事業用資産の割増償却（機械・装置 30%、建物等 35%）の適用期限を2年延長する。
(所得税・法人税)
- 4 バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置（3年間、1/2控除等）について、木質固体燃料製造設備の適用対象を中小事業者等が取得するものに限定し、課税標準を価格の5/6とし、脂肪酸メチルエステル製造設備に係る課税標準を価格の3/4とした上、その適用期限を2年延長する。
(固定資産税)
- 5 東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税措置の適用期限を5年延長する。（印紙税）

【財務省等7省庁共管】